

規格外・未活用食材
(低・未利用・廃棄食材) の
半島産品データベース
登録募集要領

Ver1104-0.4

低・未利用・未活用食材の考え方について

23の半島振興対策実施地域内で生産される食材のうち、味には遜色ないものの、傷がついている、余剰生産となってしまった、サイズや外見が美しくないなど、『廃棄をしてしまっている』『規格外として相場より安価で販売せざるを得ない』等、活用しきれていない**低・未利用・未活用・規格外食材**として情報を収集します。

収集された未利用・未活用食材の情報は、**外食産業やOEMによる加工販売や、食品外利用（化粧品、サプリメント等）等に繋がるよう、半島産品データベースに掲載、全国の誰でも情報を閲覧できるようにいたします。**

こんな産品が登録できます

① 味は変わらないが一般流通しづらいもの

（傷がついている、サイズが小さすぎる/大きすぎる、形や色がいびつ等）

② 低利用等で廃棄もしくは安価で地元で販売しているもの

（漁で獲れた値段のつかない魚等）

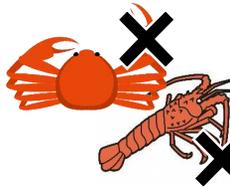
③ 加工品を製造する際に生じる余りもの、残りもの

（肉を整形する際の切れ端、果物加工後の余り果実・種・皮等）

<登録できる産品例>



傷やサイズ、形がいびつ等で一般向けに流通できない野菜・果物・魚介類



爪や足、触覚が取れてしまい通常価格で販売できない甲殻類（伊勢海老・蟹）



ジュースや加工品を作るために絞った果物の残り（果実・皮・種）



半島産品データベースサイトにて

低・未利用・未活用食材の情報を掲載予定

[\(https://hanto-shoku.com/\)](https://hanto-shoku.com/)

<頂いた情報を元に、来年度前半に実施予定>

横浜中華街で半島の味を発信！ 「半島振興フェア（仮称）」

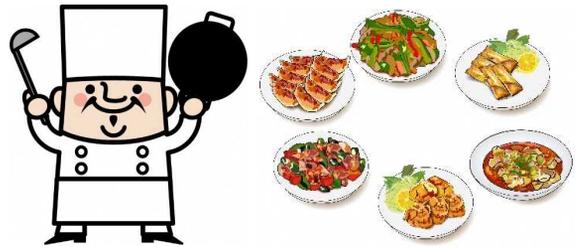
開催予定！ ※協力：国土交通省

横浜中華街のシェフの方々が、ご登録いただいた半島の低・未利用・未活用食材を活用（SDGs）したメニューを創作し、「半島振興フェア（仮称）」を開催する予定です。

食の街である横浜中華街発展会協同組合が、日本の「食料安定供給拠点機能」を担う半島振興の主旨に賛同し、ご協力いただけることとなりました。この取組を通じて、新たな関係人口の創出も期待されます。



低・未利用・未活用食材を使って、
おいしい中華料理を創作！



<低・未利用・未活用・規格外DBサイト公開（2023年2月頃想定）>

頂いた情報は半島産品データベースへと登録を行い、誰でも登録情報にアクセスできるようにいたします。

半島事業者の持つ
低・未利用・未活用食材

①産品
情報登録

③コンタクト
商談

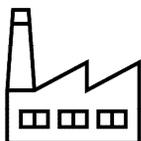
④取引開始

②産品
情報閲覧

外食産業

OEM事業者

他加工事業者



低・未利用・未活用食材のデータベースを構築し、「半島の食」をより広く活用を図る。

令和3年度補正予算「半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査」において、半島製品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制を一気に構築し、半島産品を「集合化」し、半島の食の価値を消費者に訴求することにより、半島の食のブランド化、ファン作りを図ります。その一環として、低・未利用・未活用食材についても活用に向けて食材の情報の集約を図ります。

募集内容	低・未利用・未活用食材の半島産品データベースへの商品情報募集
事業目的	半島地域の一次産業の販路拡大、早期売上拡大を図るため、半島産品の情報を「集合化」したデータベースを構築し、魅力的な商品を流通やメディアを始めとした事業者が知りうる環境を実現する。
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省国土政策局 地方振興課半島振興室 管理運営事務局：株式会社JTB 霞が関事業部
事業の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「半島産品データベース入力フォーム」で商品情報を登録 WEBサイト「半島産品データベース (https://hanto-shoku.com/)」内、低・未利用・未活用食材の専用ページ（作成予定）にて情報公開
登録方法及び申請期日	道府県経由にてメールにて登録申請 締切：令和4年 12月16日（金）
登録申請要件	<ol style="list-style-type: none"> 半島振興法にて、半島振興対策実施地域に指定されている23地域（22道府県194市町村）の農水産物であること。 低・未利用・未活用の食材。 （例） <ul style="list-style-type: none"> 味は変わらないが、規格外等により一般流通させにくいもの 低利用等により、廃棄もしくは安価で地元で販売しているもの 加工品を製造する際に生じる余りもの、残りもの 外食産業や、OEMによる加工販売、食品外利用への活用のために、半島産品データベースに掲載することを希望するもの。 当資料「産品データベース登録募集要項」の6～7ページ「取得した情報の取り扱い」「JTB個人情報保護方針」にご同意頂くこと。
お問い合わせ	半島の食ブランド化推進事業 管理運営事務局 （株式会社JTB霞が関事業部内） 担当：竹内健二／安海／猪鼻 電話：03-6737-9263（平日09:15～17:30 土日祝日は休み） Mail： hanto_shoku@jtb.com

■想定スケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
半島産品データベース	●募集開始・入力フォーム発信（11月）	●募集締め切り（12月16日）		●半島DBサイトにて一般公開（2月頃）	

Q	<p>入力フォームにどのように入力すればよいかかわからない。</p>
A	<p>入力例のPDFも合わせてお送りさせていただきますので、ご参考ください。 また項目の内容に不明点あれば、4ページに記載の「半島の食ブランド化推進事業 管理運営事務局」までお問い合わせください。</p>
Q	<p>発生しているロス分が少ない商材でも登録可能か。</p>
A	<p>本事業では、低・未利用・未活用の食材であれば登録可能です。 『活用の可能性があるものの廃棄されている食材』や、味に遜色ないが、傷がついている、もしくは規格外等のため、『廃棄をしてしまっている』『相場より安価で販売せざるを得ない』等、活用しきれていない食材の実態を把握するための事業となりますため、広く情報を頂きたく考えております。</p> <p>外食産業や、OEMによる加工販売、食品外利用への活用が見込めるような食材の情報や、含まれている成分や栄養素による活用の可能性など、その食材の活用できるような商品の特徴等を情報として、入力フォーム記載いただければと考えております。</p>
Q	<p>選定基準はないのか。市町村はどのように選定すればよいのか。</p>
A	<p>4つの登録申請要件を満たすこと以外については、各市町村のご判断にお任せしています。機会の平等を確保する必要があると判断される場合には、市町村のホームページ等において、募集期間を設けた上で広く募集している旨、周知いただくとよろしいかと存じます。</p>
Q	<p>データの入力が終わったらどこに送ればいいのか。</p>
A	<p>半島地域の企業・生産者様は、地域の市町村宛に製品の情報をお送りください。 EXCELファイル半島製品データ入力フォーム」と合わせて、一製品につき画像1点以上（最大5点まで）をお送りいただきますようお願いいたします。</p> <p>194の市町村ご担当者様は、道府県様宛にお送りいただくために地域の製品情報の取りまとめてください。 製品情報のエクセル、画像がまとまりましたら、管轄の道府県のご担当者様宛にデータをお送りください。</p> <p>道府県ご担当者様は、市町村毎に集約頂いた製品情報のデータを「半島の食ブランド化推進事業 管理運営事務局」宛にメールにてお送りください。</p>
Q	<p>2022年12月16日までに間に合わない場合はどうすればいいのか。</p>
A	<p>期間を過ぎた後でもお送りいただいても構いません。 ただし半島製品データベースへは2月以降の掲載となります。</p>

本事業における産品情報の登録の際に、商品画像・貴社名・住所・電話番号・担当者様の氏名等の連絡先情報もご登録頂きます。

ご登録いただきました情報等の取り扱いについては、以下の内容にて適切に管理、運用を行わせていただきます。

<利用範囲（個人情報の取り扱いに関して）>

本登録において入手した個人情報の利用範囲は以下の通りとし、以下以外での利用に関しては、登録者の承諾をもって利用することとします。

- ・「半島の食のブランド化」に資する付加価値の高い加工食品の産品データベースとして活用します。
- ・産品データベースは、マッチング促進のために登録者情報と産品情報の一般公開を行います。
- ・本事業推進における、国土交通省、事務局、参画事業者、関連事業者の連絡用としても活用させていただきます。
- ・メディア各社への問い合わせ等に関し、サイト内の情報（記載内容や、画像）を提供する場合があります。
- ・掲載期間は2023年3月31日までとし、以降の更新は自動更新（1年間）とします。削除・修正に関しては都度管理運営事務局へ申しつけください。

また、個人情報につきましては、株式会社JTbにて定める「JTb個人情報保護方針」（次ページ参照）に則り、適切に運用を行わせていただきます。

J T B 個人情報保護方針

JTBグループは、グループブランド体系「The JTB Way」のもとに、「地球を舞台に、人々の交流を創造し、平和で心豊かな社会の実現に貢献する。」ことをグループ経営理念としています。

当社は、この理念のもとに、「地球を舞台に『新』交流時代を切り拓く ～世界観、価値観の変化を敏感に感じ取り、デジタル基盤の上にヒューマンの力を生かして人の笑顔と夢をつなぐ、新しい交流時代を切り拓く企業グループになる。～」ことを経営ビジョンとしています。

このような理念、ビジョンの実現に向けて、個人情報保護法の遵守のために、お客様をはじめ、当社に関係する方々の個人情報を確実に保護することは不可欠の要件と考え、当社は以下の事項を実施します。

1. JIS Q 15001 規格に適合した個人情報保護に関するマネジメントシステムを作成し、役員及び全従業員がこれを厳守いたします。
2. 個人情報の収集、利用、提供等の取扱いは、前記マネジメントシステムに従い業務上必要な範囲において、適法・公正な手段によって収集し、目的の範囲内で利用、提供等を行います。なお、特定した利用目的の範囲を超えた取扱いの必要性が生じた場合は、個人情報保護管理者による承認を得た後、改めてご本人様に利用目的などを通知し、同意を得るようにし、目的外利用はいたしません。また、そのための措置を講じます。
取得した特定個人情報は、番号法で定める利用目的、提供の範囲内でのみ利用し、提供いたします。
3. 当社内で取扱う全ての個人情報について、不正なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対する、組織上・技術上、合理的な防止策及び是正策を講じます。
4. 個人情報保護及び特定個人情報の適正な取扱いに関する法令、ガイドライン、社会規範、公序良俗を遵守いたします。
5. 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談、開示等の求めに応じる窓口を「お客様相談室」と定め、社内外に公表いたします。なおご本人様から求めがあった場合には、誠実かつ速やかに対応いたします。
6. 個人情報保護マネジメントシステムについて、定期的に監査を行う等点検し、継続的に改善を実施いたします。

制定 2004年1月1日

改定 2020年12月1日

株式会社JTB

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

個人情報保護方針に関するお問合せ窓口

東京都品川区東品川 2-3-11

株式会社JTB

お客様相談室

<https://www.jtb.co.jp/wmform.asp>